

和歌山県建設技術開発及び普及支援事業運用細目

(総則)

第1 この細目は和歌山県建設技術開発及び普及支援事業実施要領（平成29年2月16日施行。以下「実施要領」という。）の実施に関し必要となる運用の詳細を定めたものである。

(申請分野)

第2 支援の申請を行う建設技術は、次の各号のいずれかの分野に該当するものとする。

- (1) 紀州材分野 紀州材の活用の効果が高いもの
- (2) リサイクル分野 循環資源の活用の効果が高いもの
- (3) その他の分野 従来技術より改善の効果が高いもの（前2号に該当するものを除く）

(選定)

第3 実施要領第4条に定める支援の申請がされた建設技術について、和歌山県県土整備部技術調査課が、実施要領第5条に規定する選定を行う。また、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うものとする。

(選定結果)

第4 実施要領第5条第2項に規定する選定結果の通知は、和歌山県建設技術開発及び普及支援選定結果通知書（別記第4号様式）により申請者に行うものとする。

2 知事は、前項に定める通知を行った後、実施要領第5条第1項に定める調査を行うものとする。

(試験施工段階の支援の実施)

第5 知事は、調査の結果、実施要領第3条第1項第1号の支援に適合する場所があった場合、試験施工現場提供支援開始通知書（別記第5号様式）を選定者に通知するものとする。

2 実施要領第7条に定める選定者は、試験施工現場提供支援開始通知書を受けた後、速やかに、当該試験施工に係る施工計画書を作成し、知事に提出するものとする。

3 知事が前項の施工計画書を承認するまで、選定者は試験施工を実施してはならない。

4 知事は、実施要領第11条に定める試験施工完了報告書を受領し、支援の目的を達成したと判断した場合、試験施工段階支援終了通知書（別記第6号様式）により、実施要領第3条第1項第1号の支援の終了を選定者に通知するものとする。

(製品段階の支援の実施)

第6 知事は、調査の結果、実施要領第3条第1項第2号の支援に適合する建設工事があった場合、製品段階支援決定通知書（別記第7号様式）により、必要に応じて条件を付して選定者に通知するものとする。

2 前項の条件を満たすことが確認できた場合、技術調査課において、発注に必要な仕様等を定め、発注機関に対し、当該建設工事の発注を依頼するものとする。

3 前項の発注の依頼を受けた発注機関の長は、入札公告及び特記仕様書等において、当該選定建設技術の使用を指定した上、原則、建設工事の条件付き一般競争入札により入札を実施するものとする。
なお、入札公告においては別紙1、特記仕様書においては別紙2を参考に記載するものとする。

4 知事は、前項の入札により実施される工事（以下、「モデル工事」という。）で指定された選定建設

技術について、現地調査及び発注者に対するアンケート調査等を行うものとする。

- 5 モデル工事の受注者が、当該選定建設技術に関する部分を完成させ、和歌山県がその部分の引渡しを受けた場合、知事は製品段階支援終了通知書（別記第 8 号様式）により、実施要領第 3 条第 1 項第 2 号に定める支援の終了を選定者に通知するものとする。

（選定の有効期間の延長）

- 第 7 選定者は、実施要領第 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に定める選定の有効期間の延長をしようとする場合、有効期間延長申請書（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、有効期間を延長する場合、有効期間延長通知書（別記第 10 号様式）により、新たな有効期間を選定者に通知するものとする。

（変更の届け出）

- 第 8 選定者は、実施要領第 7 条に定める変更の届出をしようとする場合、変更届出書（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の変更の届出については、次の各号のいずれかの事項に変更が生じた場合に速やかに行うものとする。
 - (1) 選定者の名称及び住所・連絡先
 - (2) 選定建設技術の名称及び規格
 - (3) 選定建設技術の製造工場・原材料産地
 - (4) 選定建設技術について、希望する施工場所・地域及び施工時期
 - (5) 選定建設技術について、受注から納品に要する目安期間
 - (6) 選定建設技術に関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項の知的財産権および外国におけるこれに相当するものをいう。）
 - (7) その他、選定建設技術の支援を実施するうえで必要な事項
- 3 実施要領第 7 条に規定する軽微な変更とは、前項各号以外の事項で、建設技術の選定や支援に支障とならない事項に関する変更とする。

（選定の取り消し）

- 第 9 実施要領第 10 条第 2 項に定める選定建設技術の取消しは、選定建設技術取消通知書（別記第 12 号様式）により行うものとする。

（和歌山県けんさんびん登録制度への登録）

- 第 10 選定者は、実施要領第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号で定める支援について、支援の終了が通知された後、当該選定建設技術に関する和歌山県けんさんびん登録制度への登録の申請を行うことができるものとする。

附 則

この細目は、平成 29 年 2 月 16 日から施行する。

入札公告への記載例

1 建設工事に係る条件付き一般競争入札

個別入札公告例（電子入札方式・最低価格落札方式）

特記事項

【製品段階の支援工事の場合】本工事は、和歌山県建設技術開発及び普及支援事業実施要領（平成 29 年 2 月 16 日制定）に規定する製品段階の支援対象工事である。特記仕様書等において指定された建設技術を使用すること。

特記仕様書記載例

第1 (製品段階の支援)

本工事は、和歌山県建設技術開発及び普及支援事業実施要領（以下、「実施要領」という）第3条第1項第2号に基づき実施する製品段階の支援事業とする。

第2 (建設技術の指定)

本工事で使用する『(建設技術)』は、『(選定者)』が開発【製造】した製品【工法】で以下の仕様とする。ただし、これらにより難しい場合には、監督員と十分に協議の上、定めるものとする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 形式 | 『製品等の規格名称』 |
| (2) 施工範囲 | ◎◎～◇◇ |
| (3) 適用する仕様書 | ○○○○○○ |
| (4) その他 | △△△ |

第3 (調査への協力)

受注者は、当該建設技術の施工に関する現地調査等に協力するものとする。